

計画の位置づけ

平成16年11月に策定した「石川町行財政改革プログラム」には、「新地方行革指針」により策定を求められている「集中改革プラン」に盛り込むこととされている内容が網羅されています。

したがって、本町の「集中改革プラン」は、この「石川町行財政改革プログラム」に掲げた歳出削減及び歳入確保に向けた取り組み、さらには、取り組みの実施により見込まれる歳出削減（歳入確保）目標額をベースに策定したものであり、「新地方行革指針」に基づき、次の項目について具体的な取り組み内容を示します。

- ・歳出削減に向けた取り組み
 - (1) 職員数の削減と人件費総額の抑制
 - (2) 非常勤特別職の見直し
 - (3) 施設管理経費の削減
 - (4) 事務事業の抜本的な見直し
 - (5) 補助費等の抑制
 - (6) 投資的経費の抑制
 - (7) その他内部管理経費の抑制
- ・歳入確保に向けた取り組み
 - (1) 町税収入の確保
 - (2) 町有財産の有効活用
 - (3) 受益者負担の適正化
- ・既存法人の見直し
- ・地方公営企業の改革
- ・経費節減等の財政効果

なお、本プランは、「第3次石川町行政改革大綱」及び「第3次石川町行政改革実施計画」の推進期間が平成18年度で終了したことに伴い、「実施計画」の重点実施項目から引き続き取り組みが必要な内容を取り込むなど、平成19年度以降における本町の行財政改革の総体的な方針を示すものとして平成18年3月に策定した「石川町集中改革プラン」の見直しを行ったものです。

推進期間

本プランの推進期間は、平成18年3月に策定した「石川町集中改革プラン」の推進期間との整合を図るため、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。